

# 月例総会議事録

- 1 招集日時 令和5年2月17日(金)
- 2 開会日時及び場所  
令和5年2月17日(金) 午後1時45分  
防府市役所4号館3階第1会議室
- 3 閉会日時 令和5年2月17日(金) 午後3時18分
- 4 委員氏名

(1)出席者(17名)

(1番)池田 静枝 (2番)石川 眞平 (3番)中山 博祐 (5番)木原 伸二  
(6番)倉重 俊則 (7番)小山 巽 (8番)田村 正信 (9番)光井 憲治  
(10番)吉本 典正 (11番)池田 寛 (12番)石田 卓成 (13番)熊安 悦子  
(14番)末廣 儀久 (15番)林 孝志 (16番)原田 道昭 (17番)藤井 伸昌  
(18番)横木 勉

(2)欠席者(1名)

(4番)関谷 芳広

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	國本 勝也
” 事務局長補佐	山口 佐貴子
” 書記	川越 進矢
” 書記	福田 謙一郎

6 提出議案及び報告事案

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第12号 基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)  
議案第13号 【中間管理権】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得(農用地利用集積計画の公告)  
議案第14号 【機構転貸(中間管理権:基盤法)】農地中間管理事業法第18条7項(農用地利用配分計画の公告)  
議案第15号 非農地判定について  
報告第9号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第10号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第11号 農地法第18条(通知)

報告第12号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第13号 農地法施行規則該当転用届について

報告第14号 現況証明書の発行について

報告第15号 農地所有適格法人報告書について

## 7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

3番 中山 博祐委員

5番 木原 伸二委員

---

午後1時45分開会

○事務局 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから令和5年2月の月例総会を開催いたします。

本日は、4番、関谷委員が欠席でございます。

本日は過半数の委員が御出席ですので、防府市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶をいただき、議長として議事の進行をよろしく願いいたします。

○藤井会長 皆さん、こんにちは。本日の新聞にも載っていましたが、防府市の令和5年度の予算案が発表されました。548億8,000万円ということで、過去最大の予算というふうになっております。

その中に農業予算に関しましても、かなり多くをもらわれております。正式なところは、21日の議会で承認されてからということになるかと思っておりますけれども、中身を見てみますと、農業委員会が再三お願いしておりました農機のレンタル事業というものにも、かなりの予算をつけてもらっています。

また、担い手への集積というのを図るために、担い手への集積協力金という形で、かなりの額が盛り込まれることになりました。

詳しいことは、来週、ちゃんとはっきりしてからまたの機会に皆さんに報告したいと思っております。

そういうことで、市も本腰を入れてくれているようになっておりますので、皆さん、農業委員会においても、今後地域農業の発展のために、担い手の集積のために、今まで以上の協力をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事進行してまいります。

本日の議事録署名委員さんは、3番の中山委員さんと、5番の木原委員さんをお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは早速、議案審議に入ります。

議案第9号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書の1ページ、資料の1ページからです。

議案第9号農地法第3条の規定による許可申請についてです。

今回の申請は7件になります。

目的については、権利につきましては、所有権の移転が6件で使用貸借権が1件です。譲渡理由については、労働力不足が1件、耕作困難が3件、佐波川右岸広域防災広場用地に係る代替用地とするものが1件、規模縮小が2件、譲受理由は、相手方の要望によるが2件、新規就農が2件、佐波川右岸広域防災広場に係る代替地が1件、規模拡大が2件となります。

別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○藤井会長 それでは1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○14番 14番の末廣です。議案第9号の1は、労働力不足による耕作困難者が、近隣の人に譲渡をする案件ということでございます。

議案書の1ページからです。

場所は、議案書を見てもらったら分かるように、—————の—————のほうです。—————ぐらいのところですよ。

双方の方から2月10日に話を伺いましたので、その結果を報告いたします。

譲渡人は、数年前、先代から相続をしたんですが、今まで全く農作業の経験もありませんし、相続して家には農機具も全くないということで、相続してすぐ近隣の人に、どうにかならんかという相談をしておられたようです。今回、話がまとまったので、こういうことになりました。譲受人は、—————でございまして、御存じの方も多いかと思います。

農地法第3条の2項、許可基準の関係は全てクリアをしておると思います。満しております。この地域は、太陽光発電が多くできておりますし、耕作放棄地も大変多くなってきておるんです。今回、この耕作放棄地を買い受けて、農地を継続可能にするということで、大変いい案件だと思いますので、皆さん方の御審議のほうをよろしくをお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番の木原です。議案第9号の2は、相手方の要望による所有権移転の案件です。2月10日に現地確認及び聞き取り調査をいたしました。

申請地の場所は、————から——へ行ったところにあります。譲受人は隣接地で耕作していて、元の所有者の方とは顔見知りだったということです。このたび相続を放棄するという話を聞いて、管理責任があるとはいえ、確実に荒れていくだろうと思い、相手方の弁護士と協議し、申請となりました。

それでは、農地法第3条第2項に基づき、調査した結果を報告いたします。まず、全部効率利用要件ですが、農機具等に関しては、資料のとおりでした。

次に、農作業常時従事要件については、——で専業農家です。地域との調和要件も問題ありません。

以上のことから、農地法第3条の許可要件を全てクリアしていると判断いたしますが、皆さんの御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、石田です。本案件なんですけど、農地と空き家がセットになって空き家バンクに出ていた案件を、—にお住まいの、—にお住まいの、————が購入されるものです。

いろいろお話を伺ったところ、参考資料の14ページに営農計画があるんですけど、自宅の前に、道を挟んで前にある大きな2枚、12ページにある大きな部分、この部分は田んぼにして、その他の部分は果物を植えたり、野菜を作ったりしたいとのことですが、農機具なんかは今のところトラクター1台と草刈り機3台しかお持ちじゃないですけど、当面、稲については、お友達がたくさん手伝ってくれる方がいらっしゃるんで、大した面積はないので、手で植えて、はさかけして、脱穀機やらは自分で買ってやりますということで、みんなと一緒に楽しみたいというような感じでおっしゃられていました。

空き家も、なかなか買い手も、やっと見つかったということで、ここのエリアは圃場整備もこの地域、考えられているんですけど、ここは該当外の地域なので、ほったたつても荒れる一方なの

で、いいやっていう流れかなと思います。皆さん方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○16番 16番、原田です。これ、新規就農ということなんですが、——ということは、兼業ではなくて、（発言する者あり）兼業ですか。専業ではなくて、（発言する者あり）じゃあ、現在勤めておられるということですね。（発言する者あり）分かりました、ありがとうございました。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番、高井・大崎地区担当の熊安です。

15ページを御覧ください。

この方の、譲受人の方の御自宅が——で書いてあります。その横です。左側の、左というか西側です。そこが御自宅になります。

では、議案第9号の4は、所有権の移転の申請です。現地確認及び申請者への聞き取りを、2月10日、——に、電話にて行い、また、譲受人の調査及び経緯を御本人から教えていただきましたので、その御報告をいたします。

現地は、——くらいのところの——方面になります。お話を伺ったところ、譲渡人は、——に係る代替用地として譲受人の田んぼが必要なため、譲渡人の所持している田が譲受人の自宅近くにあり、耕作しやすいことから、代替地として——の2筆を譲受人に所有権移転の手続をするものです。

——にある譲受人の農地は——で、御本人と一緒に確認いたしました。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明いたします。

まず、第1号の全部効率要件について、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の人数から見ても、全てを効率的に利用して耕作が行えます。

4号の農作業常時従事要件も、7号の地域との調和要件、1号から7号まで、農地法第3条の第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

また、農地法第3条の第4項についても、市長からの意見もありませんので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

- 7番 ここに出ています、————用地というのは、大体どの辺になるのでしょうか。
- 13番 ————御存じですか。それからずっと西側になります。
- 7番 大体どの辺まで行くんですか。
- 藤井会長 16ページの地図で見てください。
- 13番 16ページの、ここに————とかありますけど、一本木があるんですけど、あそこがちょうど中心ぐらいの広さになっています。結構この譲受人の方とずっと回って見たんです。範囲が————になるのかということをおもすごく関心がありましたので、一緒にずっと回ってみました。
- 藤井会長 分かりますか、大体この地図でこんな感じです。この斜面を引いた。
- 7番 分かりました。
- 13番 よろしく願いいたします。
- 藤井会長 ほかに御意見ございませんか。  
私のほうから1つ、これ譲渡人が——になっているって、これ、どういった理由でこうなるんですか。
- 13番 もともと——のほうで、この17ページに書いてあります緑で囲んである場所、これが先ほどお話しした譲受人の方のすぐ裏手になります。その、ここに————、これは——が持っておられたところです。持っておられたって、こちらの——のほうを持っておられて、こちらのほうを——が買って、それを譲受人の方に渡されたそうです。
- 藤井会長 収容事業というのは、——が買ったときには上がってこんで、そのままいいんですかいね。
- 事務局 一応収容事業にのっとって—が買収した土地ということになっていますので、それでこのような形でやっております。
- 藤井会長 代替地を求めるときには、その代替地を一旦——が買い上げて渡すという手続が取られるわけですか。
- 事務局 そう、今回こういう形だと、税制上の優遇を受けられるということで、今回は—がもう買収して、代替地として収容事業で買収したということでこちらに聞いております。
- 13番 この件ですけど、買収されたといいますか、これはほとんどの方はそういう金銭的なもので解決されたみたいですが、この譲受人の方は、ちょうどたまたまその裏の場所がそういうふうな感じになっていましたので、—の関係のところがありましたので、そこを代替地として使ってみよう、使ってくださいということで、田んぼだけを移動させたといいますか、そういう感じですね。
- 藤井会長 ありがとうございます。  
ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○6番 6番、倉重です。議案第9号の、これ5と6、一括審議でいいですか。

○藤井会長 そう、5、6、一括で上程させてください。説明をお願いします。

○6番 5、6は譲渡人の農地を譲受人が譲り受け、営農したいという所有権移転及び使用貸借の申請であります。

現地確認と申請者の聞き取りを2月1日に、ちょっと別件で事務局も2名おられたんですが、行いましたので報告いたします。

現地は、20ページの地図及び21ページの地図を御覧になるといいかと思うんですが、——から、大体北東に——m程度のところにあります。

譲受人の宅地が、21ページにあるんですけど、——というのが譲受人の宅地です。該当農地は——でありまして、非常に近いということで、通作距離は全然問題ないということになります。

話を聞いたところ、譲渡人はもう大分御高齢になられまして、もうちょっと耕作できないということでありまして、——がおられるんですが、この方は自身に関しては営業の意思がないということになります。

一方、譲受人のほうは、近いということもありまして、それに農地が臨接しておるんですね。——というのは譲受人のもともとの農地であります。ここを活用することで、自分の農地にも行きやすいということで、営農上大変都合がいいということで、所有権移転及び賃貸借ということで話がまとまりました。

それで、許可基準なんですけど、1号の全部効率要件につきましては、これ、双方見たんですが、もう営農計画書どおり、あるいはそれ以上のものがありまして、全然問題ないということになります。

4号の農作業従事要件になりますが、これ4人となっておりますが、実質は2人なんですけど、面積考えて2人で十分でありますし、4人は譲受人の——で4人なんですけど、4人というもんじゃない、5人くらいおられますので、全然これは問題ないということです。

下限面積はトータルで——m<sup>2</sup>になります。これも問題ないということです。あと転貸もない。

地域との調和要件でありますけど、この方は、例えば——の役員を長年にされていまして、この譲

受人の—————とかされておって、多大な貢献されております。—のほうの役員をされておりますので、全然問題ないかと思えますんで、許可判定基準に関しては全然問題ありません。市長の意見がありませんので、何ていうか、許可要件の全てを満たしていると考えておりますので、皆さん、御審議よろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 では、私のほうから差し支えなければ1つ、5と6で片方が使用貸借になっているのですが、この差は何かあったのですか。

○6番 これはよく分らんのです。全部、はっきり言いまして、—のほうが貸借になっとるんですかね。—使用貸借、ごめんなさい。

○藤井会長 所有権の移転と使用貸借ですからね、どちらか一緒に統一できなかったかなという思いはあったのですが、どうなんですかね。全部買う気はなかったということでしょうかね。

○6番 全部買う気はなかったんだろうと思います。そんなに、でも、どういう値段の折合いがついておるのか、その辺はちょっと突っ込めませんでしたけど。

○藤井会長 分かりました。

ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、6番、承認いたします。

続きまして、7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番の横木です。議案第9号の7番は、所有権の移転の案件です。

現地確認及び申請者への聞き取りを2月12日に行いましたので報告します。

現地は、資料の28ページ、御覧ください。

この辺りは—————になります。—————の入口です。そこ、場所的には。

譲受人は、—————を受けながら、—————借りて経営されているそうです。このままでは、紅茶が足りなくなるということで、新たに農地を取得して茶葉を生産したいということでした。

譲渡人は、—————ということで、今回譲り渡すことに同意されておりました。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

第1号の全部効率要件ですが、家族で栽培されるんですが、茶畑を管理する農機具は保有状況か

ら見て、効率的に利用できると判断します。

ただし、1年に2町程度しかお茶の苗木を植えることができないので、その他の農地のほうの保全管理のほうはお願いしておきました。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件については該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、家族で作業をされ従事されるとのことでした。

第5号の下限面積要件ですが、満たしております。

それから、第6号の転貸し禁止要件ですが、自ら栽培され保全管理されるので転貸し禁止要件には該当しません。

第7号の地域調和要件ですが、水路の清掃、また草刈り作業等があれば参加されるとのことでした。皆さんの御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 私のほうから、差し支えなければ教えていただきたいのですが、出荷先の—————というのは何をなさっている会社なんですか。——って書いてありますけども。

○18番 これは、不動産をやっておられて、その会社なんですけど、それぐらいしか私もよく聞いてないんですけど、不動産を営んでおられるというのは聞いております。

○藤井会長 片わらお茶の販売なさっているということなんですよ。

○18番 それは、—————で販売しておられるそうなんです。その——のビルの空きビルがあるそうなんですけど、そこにまたカフェの店を出したいと。そういう関係です。お茶のほうも今後出ていくということで、新たに農地を購入して、また栽培をしていきたいということでした。

○藤井会長 分かりました。ありがとうございました。

ほかに御意見ございませんか。どうぞ。

○11番 11番、池田です。ちょっとお尋ねいたしますが、—————で、耕作歴、幾らか耕作しておられるということで、市外ですけど、こういう場合は新規就農になるのでしょうか。どういう形、市外で農地を営んでおられる場合。

○18番 これは、農地を借りて行っておられるそうなんです、その場合は新規就農になるのかと思ったんですが、そうじゃないんですか、どうなんでしょうか。

○藤井会長 事務局、何か。

○事務局 はい、——の方でやってらっしゃるという記載があると思うんですけども、こちらは正式な利用権の設定をされておられないそうです。なので、今回、防府で初めて所有権の移転を受けてやられるということで、新規就農というふうにしております。

以上です。

○藤井会長 よろしいですか。新規就農で何かの支援を受けられる申請があるわけではないのでしょうか。（発言する者あり）

ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、承認いたします。

続きまして、議案第10号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。

議案書は3ページ、資料は31ページからとなります。

議案第10号は、農地法第4条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は1件で、転用目的は宅地への進入路です。

農地の種別は、集団農地面積37.23haで施行令第5条第1項に該当する農地です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番、横木です。議案第10号の1番は農地転用の案件です。去年の11月の月例総会で、この資料で33ページなんですけど、地番——の農地の所有権移転案件を審議いただきました。その後、事務局の方で航空写真で状況を確認されたそうです。すると、農地、——に宅地がかかっているのと、——、地番に進入路として一部使用されているということなので、事務局の方2名と、池田委員で農地の測量をお願いしております。

地番——は、実際は農地ではなく、宅地に転用されていましたが、その約80%は畑として使用されていまして、宅地を農地に変更されましたので、農地の取得後の面積が20aを超えるということを申し上げておきます。

これは去年の——に関わることです。

それから——の一部が進入路として使用されている件につきましては、今回、事務局のほうから指導により今回の申請に至りました。

申請人への聞き取りを2月11日に行いましたので、報告します。

現地は32ページにありますように、市内方面から——に入ってすぐ——があります。その北側です。申請人にお話を聞いたところ、昭和——年頃、住宅を建てられたときから進入路として使用していたとのことでした。後出しですが、この案件に係る農地法の許可基準について御説明します。

資料の31ページにあるように、この農地区分は第1種農地です。第1種農地は、原則転用することが許可されませんが、この申請地は住宅が連担している場所にあり、例外規定にあります農地法施行規則第33条、第4号に該当するため、許可基準を満たしております。また、一般基準の転用面積の妥当性についても許可基準に該当すると判断します。皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第10号の1、承認いたします。

続きまして、議案第11号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案説明の前に議案の修正をお伝えいたします。お手元にお配りしております2月議案の修正一覧のほうにありますとおり、受付番号1、こちらは保留になりました。

それでは、議案の御説明をいたします。

議案書は4ページ、資料は37ページからです。

議案第11号は、農地法第5条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は6件です。

この6件の転用目的の内訳ですが、太陽光発電設備が3件、建売住宅が1件、駐車場が1件です。そのうち太陽光発電設備1件は保留となりました。

受付番号1は保留です。

受付番号2は、太陽光発電設備です。資料は、43ページです。農地の種別は、80.9haの農地で、防府市役所大道出張所から約360mに位置しており、規則第45条第2号に該当する農地で第2種農地と判断します。

受付番号3は、建売住宅です。資料は、51ページです。農地区分は、集団農地面積6.8haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。開発許可申請中です。

受付番号4は、自己用住宅です。資料は57ページです。農地区分は、集団農地面積6.8haの農地でいずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。開発許可申請中です。

受付番号5は、太陽光発電設備です。資料は63ページになります。農地区分は、集団農地面積3haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号6は、駐車場です。資料は、71ページです。農地区分は、集団農地面積0.04haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 はい、16番の原田です。議案第11号の2の許可申請は、譲渡人一名の農地を、譲受人が譲り受けて太陽光発電設備のために転用したいという申請です。

現地確認を2月10日に、事務局3名及び末廣委員と行いました。また、現地確認後、譲渡人には2月の11日、それから譲受人には2月の13日に、それぞれ電話で聞き取りを行いましたので、それらの結果について御報告をいたします。

現地は、資料の43ページから46ページのとおり、————の交差点、—の—のすぐそば、—側に位置しております。農地区分については、————から—の位置ということで、第2種農地と判定されております。

この交差点の—側、この地域は、以前から—から—m以内ということで、太陽光発電が既に五、六件設置をされております。恐らく、今回の設置がこの地域では最後になるのではないかなというふうに思っております。

譲渡人によれば、申請地、ここは既に30年近く耕作はしていないということで、今後も遠隔地に住んでいるために耕作する予定はないということで、四、五年前から売却を考えていたが、今回ようやく話がまとまったということでした。

この申請地の真ん中辺り、中央辺りに—という農地がありますが、ここは現在耕作をされております。したがって、ここは所有者からの売却の同意がどうしても得られなかったということで、ここはそのままで、周りを囲むような形になるんですが、そういう形で設置をするということでした。

譲受人は—の株式会社ですが、山口県の設置は今回が初めてということで、設置後の点検管理あるいは雑草管理等については、この下のほうに書いてありますが、全て自社で行うという話をされておりました。

それから、近隣への説明ですが、自治会長をはじめ、近隣っていても周りに家はありませんので、所有者になるんですが、49ページ目、隣接の地域のところには説明済みということでした。

この—というのは既に太陽光、————は太陽光ですね。——、ここはもう地権者が絶対に売らないというふうに言っていますので、ここはもう太陽光になる可能性はゼロです。ということで、申請時の状況から見て、この耕作放棄地の対応としてはやむを得ないというふうに考えております。

事業計画書及び被害防除計画書の内容につきましても、特に問題点はなく、周辺の人に関わる営農条件に支障するおそれもないと思いますので、本件については転用もやむを得ないと考えます。皆様の御審議、よろしくをお願いします。

以上です。

- 藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。
- 12番 御説明ありがとうございます。12番の石田です。これ事務局になんですけど、過去に、実際に今回申請出ているところの周りに太陽光が既にあるということだったんですけど、そういうところを印つけた図面をくださいねって前言っていたんですけど、今回ちょっと出してないので、その辺をいま一度確認して、漏れのないようにしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 事務局。（発言する者あり）

○事務局 分かりました。

○12番 次回からよろしくお願いします。

○藤井会長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番、小山です。議案第11号の3について説明いたします。

本件は、譲受入の不動産会社2社が共同で建売住宅を建築し分譲するため、本件農地を購入して転用しようとする申請です。

現地調査を2月13日、事務局2名、木原委員と私4人で行いました。また、関係者とのヒアリングを2月10日に行いました。資料は、51ページからになります。

現地は、—————程度のところにあります。周囲にはスーパーあるいは住宅、この地図ではかなり空白になっていますけども、申請地の左右全て住宅が建っております。

本件は、譲渡人が数年前まで、ちょっとこれ広いんですけども、真ん中辺りにブロックで境をつくっておられますけども、その半分を畑として野菜を栽培していたということでもあります。現在は保全管理をちゃんとされております。

この度、ちょっとここがはっきりしないんですけども、業者から高潮対策の規制を受けるということで、建物は建てられなくなるという話があったというようなことで、売ることにしたということですけども、事務局の話によりますと、本農地、この下の図面でいって、51ページの下、申請地の下にある白いところが道路ですけども、これより上のほう側は市街地になっておりますので、高潮対策の規制は直接は受けないんじゃないかというふうに思うんですけども、ただ、今回分譲する建物の一部には平屋がありますので、やっぱり市街地であっても3m以下であれば2階建てにしなきゃいかんという規制がありますから、やっぱりそういうことを言われてこういうことに

なったのかなというふうには思っております。

譲受人の不動産会社2社は、——のほうでも一緒に造成されて、売り払いもされておりますし、本件農地についても造成を、——件の建売住宅を建てまして、2年程度で売るといような計画でございます。

——戸の中には、敷地446m<sup>2</sup>、建物110m<sup>2</sup>という物件も含まれております。聞いてみますと、このぐらいの建物もあってもいいんじゃないかと。非常に便利がいいところでして、売れるといような見込みでこういう建物も建てることにしたということでございます。

次に、汚水・生活用水につきましては、北側には公共下水道が通っておりますので、こちらに流すということでございます。

また、雨水については、北側は水路がありますし、南側については、新設する道路側溝に流して水路に流すようにするというところでございます。

55ページの図面は、ちょっと見にくいんですけども、南北が反対になっております。ちょっとどうなってるのかなというふうに思いましたけども、一番下に方位が書いてありますが、Nが矢印が下に向いておまして、非常に分かりにくいというか、図面にはなっておりますから、ちょっと申し添えておきます。

次に、農地の種別については、51ページにありますように、いずれの法令にも該当しない第2種農地というふうになっております。

以上のことから、一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても許可基準に該当するものと判断します。皆さんの御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 説明が終わりました。御意見がある方がお願いします。どうぞ。

○12番 12番、石田ですけど、先ほど高潮の危険地域になるから決断されたといような趣旨の御説明があったと思うんですけど、それが違うものであれば、錯誤というか、事実誤認というのが、判断に至る経緯で、その辺をやっぱり確認すべきじゃないかなと思うんですけど、今までせっかく作られていて、そうじゃないんだったら売らないという、手放すつもりもなかったという可能性も否定できないのかなと、その辺の確認はされていますでしょうか。結局、不動産会社の説明にうそがあった可能性があるということですね。

○7番 それもないこともないですけども、現実には、もう全部住宅に囲まれていますし、何もすることってないんですよ。でも、一つのふんぎりをつけんにゃあいけん時期にあるんかなといようなこともおっしゃってましたので、だから、言い方は、高潮がどうも前面にあったことは間違いのないと思うんですけども。

○事務局 高潮の件なんですけど、ここは調整区域ですので、高潮の範囲がこの辺りに入っていると思うんです。だから、これより上は市街化区域ですから、高潮の開発関係ないんで、問題ないんで

すけど、それより下は調整区域になるんで、調整区域になれば当然高潮の、多分ここが入っていると思いますので。

○藤井会長 高潮対策の範囲に入っているところというのは、一応市広報にも載ったけど、これ細かい確認の資料を委員さんに渡すことはできませんかね、大体小さい地図が載っただけで。

○事務局 22日の最適化の会議のときには、開発のほうから頂いた資料は皆さんにお配りする準備はしておりますが、市広報の分がちょっと拡大されたくらいなんです。それプラス、あとはホームページで開発のホームページにはアップしているということでした。

○藤井会長 それは、結構境が分かりますかね。

○事務局 すみません、私、ちょっとまだ見ていないです。

○藤井会長 できるだけ詳しい資料がありましたら、ぜひ皆さんに提示できるようにしていただきたいと思います。

ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 引き続き小山です。第11号の4について説明いたします。

本件は、譲受人が――から農地の贈与を受けて、自己用住宅を建設しようという案件です。

現地調査を2月13日、事務局2名、木原委員と私と4人で行いました。譲受人の――とは、2月の11日にヒアリングを行っております。

現地は、――に位置しております。市街化区域との境に当たります。譲受人は、――に当たります。本農地は、実家のすぐそばになります。

59ページを見ていただきますと、申請地の隣が――ですけれども、その下の――が実家に当たります。

今までは、――及び、これで行くと分筆されていますから、――、これらについては、隔年ですかね、くらいで米を作っておられました。ただ、昨年ようけできたということで、ちょっと今度は1年ぐらいうらさにゃいけんかなというようなこともおっしゃっていましたが、今後も残りの農地については耕作をするということのはっきりおっしゃっていました。また、申請の人も手伝うようなことを書いておられますけれども、そういうようなことで今後も耕作はされるんじゃないかというふうに思っております。

汚水及び生活用水については、北側の公共下水が通っていますので、こちらに、雨水も北側の水路に流すということでございます。水利組合のほうにも話をしておるということでもございました。

本件も高潮対策の規制による駆け込み事案じゃないかというふうに思っております。

次に、農地の種別は57ページにありますように、いずれの法令にも該当しない第2種農地です。

以上のことから、一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性、ぎりぎり500m<sup>2</sup>未満ということで、——m<sup>2</sup>というようになってはいますが、こういうことで一応許可基準に該当しますので、問題なからうかと判断します。皆さんの御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田でございます。議案第11号の5は、2人の譲渡人が——の株式会社さんへ、太陽光発電設備のために譲り渡すという所有権移転の許可申請でございます。

現地確認を2月10日10時から、事務局3名と石川小委員長さんと私の5名で行いました。関係者の方には2月14日、電話でそれぞれ事情を聞きましたので、報告いたします。

場所は資料の63、64ページを御覧ください。

——になっております。所有者の方は高齢で、農地としてとても維持管理することが困難となり、周辺も太陽光の話が持ち上がっていることから、今までも気になさっていたそうですが、今回売ることにしたとのことでした。

すぐ隣の——ですが、あそこは——さんでしたけど、変わりまして、やはり——関係のお仕事をしていらっしゃるんですけど、そこが一番近いので、行政書士さんにも特に言ったんですけど、災害等にも、台風とか風当たりがひどいところですので、しっかり説明されますようにということをお願いしておきました。

また、これまでの約束ですが、そういうふうなことも、行政書士さんずっと同じ方ですので、きちんと管理しますよということでもございました。

また、63ページにありますように、第2種農地と判断いたします。

以上、皆様方の御審議をどうぞよろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 それでは、10番の吉本です。議案の11番の6について説明します。

議案書は5ページです。資料は71ページから御覧ください。

本議案は、73ページの議案書を見てもらったら分かるんですが、こちらのほうでちょっと概略を説明いたします。

緑で囲まれているところが今回の該当する2種農地、畑のような状態になっているんですが、下の道って書いてあるのが――です。緑の右上に――って書いてありますね。これが――になるわけです。ここの――のところに、規模を拡大するというので、今――非常に不振で、小さい会社が倒れるというか、合併するというか、廃業するというか、そういうのがありまして、こちらのほうも――のほうに吸収されるということで、――ぐらいの従業員の駐車場がなくなったからということで、周囲を探しておったら近くにありましたので、今回の議案が発生したということです。

では、ちょっと説明いたします。

場所は、――があるんですが、ここから150mぐらい北のほうです。さっき言いましたように、――のすぐへりです。

現地調査、これは2月13日に9時30分から事務局の2名の方と小委員長と私が行いました。農地は、実際は今回貸出しをされる方ほか1名と書いてありますが、実はここの農地は、最初は貸し出される方の――がいらっしやったんですが、――のほうにしておられまして、実はその――の方がお亡くなりになって、その――が相続権がありまして、非常に面倒くさいので、いろんな登記変えとかしないと、生存している方でないといろいろ話ができないんでということで、――さんをお願いしまして、調整をしていただきました。

その結果、4名いらっしやったんですが、最終的にはここの議案の中にありますように、貸出人の1人と――がここの土地を継続するということになりまして、この方とお話をして、――が駐車場として転用後は借りつけるというようなことであります。

2月の13日の10時半から、その旨を司法書士さんとお話をいたしました。11時20分から、――いらっしやらなかったんで、電話で――のほうとお話をしました。夕方に――の担当の人と事業計画の内容等について確認をいたしました。

この中で、今度は75ページが、事業計画の図面が非常に簡素化しとるんですが、話をまだ最終的に詰めていないということがありまして、入り口のほうの隅切りとか、そういうところをまだ決

めていない状態で、ただ、転用してその後借り手のほうでやるというふうなお話をしているような模様です。

ということで、74ページに、私が話したように、———の状況等についてはここに書いてあるんですが、今回の事案は既に、田ですけど、ずっと前から、もう埋め立てじゃないけど、地上げをされて畑のような形で他の方に貸していらっしやいました。その方とも一応お断りをして、今、管理されたような状態になっておりました。

ということで、今回の事案は、貸出しの農地を———が近くにちょうどありましたので、駐車場として利用したいということの事案であります。

特に私とすると、かなり難しかったんです。相続の関係がありまして、かなり付き合ったんですが、事案としては問題ないというふうに地元の委員としては考えておりますので、皆さん方の御審議よろしくお願いいたします。

以上です。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認いたします。

続きまして、議案第12号、13号、14号を一括して上程させていただきたいと思えます。事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書は6ページからになります。

議案第12号は、基盤強化法第19条農用地利用集積計画案についてで、令和5年2月24日公告予定の利用権設定が8件提出されております。

こちらの8件の集積面積は2万442m<sup>2</sup>で、利用権の内訳は全て使用貸借権です。

計画の内容は、議案に記載してあるとおりです。本案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第13号基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得、議案第14号農地中間管理事業法第18条7項(農用地利用配分計画の公告)について御説明いたします。

議案書は10ページからです。

議案第13号、14号につきましては、県で公告予定の利用権設定が3件になります。農地の集積面積は1万5,205m<sup>2</sup>です。

内容は、議案第13号でやまぐち農林振興公社が借り受けた農地の全てを議案14号によって貸

付を行うものになります。

以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

- 藤井会長 それでは、12号、13号、14号につきまして、審議したいと思います。地元委員さんを含めて御意見のある方、説明が必要だと思われる方は、意見を述べながら、ちょっと見ていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

見ていただきましたら、お分りのように、今回西浦の案件がちょっと多いんですけれども、そのバックグラウンドについて、地元委員さん、何か説明が必要だと思われたら、説明をお願いしたいんですけれども、何か御意見ございませんか。よろしいですか。何か質問なり御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 藤井会長 それでは、御意見がないようですので、採決に入りたいと思います。議案第12号、13号、14号、承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

- 藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第12号、13号、14号、承認いたします。

続きまして、議案第15号非農地判定について、事務局、説明をお願いします。

- 事務局 御説明いたします。

議案書は14ページ、資料は別冊とじとなっております。

議案第15号は、非農地判断についてで、今回提出された件数は2件266筆です。

受付番号1は佐野、受付番号2は富海の農地で、現地確認の結果、農地法第2条第1項の農地に該当しない土地で、非農地と判断するものです。御審議のほどよろしく願いします。

- 藤井会長 事務局、説明をお願いします。

- 事務局 議案第15号、受付番号1について御説明いたします。

資料の1ページから25ページになります。

現地確認を11月24日、会長と農地利用最適化推進委員の内田委員と事務局職員で行いました。対象の農地は62筆1万8,271.15m<sup>2</sup>で、現在全てに既に雑木、竹が繁茂し、森林化しており、農地に復元するためには、物理的な条件整備が乏しく困難な状況であることを確認しましたので、非農地と判断することが適当であると考えます。

以上になります。御審議のほどよろしく願いします。

- 藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。

ちなみに、この1ページの地図で、②ところの白っぽいところが、————になります。位置関係的には、そういうふうに見ていただきたいと思います。————と。ちなみに、先ほ

ど——の設定があったのは、この2の枠の右側になります。位置関係としては、そういう状況でするので、よろしくをお願いします。

その上で、何か御意見があったらお願いします。御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第15号の1、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第15号の1、承認いたします。

続きまして、15号の2、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。議案第15号の2なんですが、——関谷委員さんの担当になりますが、今日はお休みということで一緒に見にいきましたので、石川が説明をさせていただきます。

現地を11月15日に、私とそれから関谷委員、事務局とで確認をいたしました。——ここに書いてあるのは、大きな①と②と⑤まであるんですが、①、②というのは、資料の26ページからですが、この①と②については、——と思うんですが、——でミカン園を作ったところ、この周りなんですが、そこが2つと、それから③、④、⑤、⑥については、——があります。峠の両側、両側というか、どっちかという、こっちから行くと右側になるところになります。204筆、13万1,518.9m<sup>2</sup>あるんですが、この後の写真をずっと見ていただいたら分かるんですが、竹が繁茂し、雑木とかがたくさんありまして、もう森林の様相を呈しております。農地に復元するためには、物理的な条件性というのが、著しく困難な状況であることを確認しました。

写真については、資料の26から46ページまでに載っていますので、見ていただいたらと思います。

報告は以上です。御審議のほどよろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第15号の2、承認いたします。

議案は以上です。

報告事項が9号から15号までございます。目を通していただいて、何か御意見があればお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。どうぞ。

○3番 3番、中山です。ちょっと教えていただきたいのですが、40ページ以降に——が、合意

解約が結構散見されるんですけれども、御存じの方がおられましたらお願いします。

○藤井会長 地元委員さん、説明できますか。事務局、説明してください。（「——」と呼ぶ者あり）

これは、先ほど出ました——で、収容で引っかかることになりましたので、今回合意解約ということでございます。

ちなみに、——をはじめ、もう一人、——かな、担い手がお二方おられるのですけれども、この方に対する代替地は、その南のほうに確保する予定ですし、そこも普段なら地元の合意形成を行った上で、圃場整備の事業を進めることが筋なんですけれども、今回、収容、施設ということで協力するということですので、県、市が主導で南のほうの圃場整備を一気にそれと併用してやるということになっておりますので、——の農地で、新規担い手は新たなスタートが切れるという方向で進んでおりますので、よろしいですか。

ほかに何か御意見がございますか。

では、私のほうから、——も大分合意解約が発生しておるんですけれども、その後の農地はどういうふうな行方になりそうですか。

○16番 16番、原田です。ちょっと本人となかなか接触できなくて、本人はちょっと体調悪いということで、今後、入退院して、治療するということなんですが、一見見た目は、元気そうなんです。一応病名は聞いているんですが、あまり口外するもんじゃないと思っているんで、言いませんけれども、多分それが原因で、合意解約されていると思うんですが、ちょっとまだその後どうされるかというところまで情報を得ていませんので、これからまた確認したいと思います。

○藤井会長 農業委員さんに、主導というわけにはいきませんが、ぜひ中心になって、次の耕作者がスムーズに引き渡せるように努力していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今説明がありましたように、——でも大型の10町近い担い手がそういう状況で、離農せざるを得ないような状況です。——にもそういったところが2件ぐらい今のところ発生しておりますので、いよいよ担い手と言われる10町前後の大きな担い手が離農せざるを得ないというような状況が現実になってきておりますので、その辺のところを早急に何とか手を打たなくてはいけないというふうと考えておりますので、また何かの機会に議論したいと思いますので、皆さんの意見をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。どうぞ。

○15番 15番、林ですけど、合意解約の44ページの9号、これについては、譲渡人について、私の——で、先般電話がありまして、賃貸借権の利用権の設定までこぎつけております。そういう説明をして、誰かおるので、そちらのほうへお話を持って行ってくださいということで、先般お話がついたということで、そのまま立てつくと思います。

○藤井会長 ありがとうございます。この方、——は10町ぐらいあったんですかね。（発言する

者あり) ですね、だから個別で一つ一つ当たっていただくことも大事なんですけれども、どこかで限界が来ると思うので、そういうところも含めて、またこれからいろいろ知恵を出していかなくてはいけないというふうに思いますどうぞ。

○12番 その関連で前々からずっと言っていたんですけど、地域に「人・農地プラン」の実施に使うとか、そういう話合いで入るときに、もう後継者がいないと分かっているある程度の規模の担い手、この方とか、もう農地だけ残って、機械処分してしまったら、もうどうにもお手上げ状態になってしまうので、法人とかがある地域ならいいんですけど、ない地域では完全にお手上げになってしまうので、そうやって第三者に譲りたいとか、うちも引き継いだんですけど、そういう希望とか、農具とかその辺の農地も引き継ぎたいとか、そういう方を手挙げてもらうように、農業委員さんとか主導で地域で話進めていって、いずれは圃場整備とか集落営農を立ち上げたり、法人立ち上げたりということになるんでしょうけど、その間のつなぎですよ、これをやっぱりどうにかして考えていかないと、まずはそういう引き継ぎたい思いの方はちょっと手を挙げていただくと、こういう政策誘導というか、していく必要があると思うんです。じゃないともう完全に途絶えてどうにもならないってなる可能性はかなり高いと思うんですけど、ぜひ主導して、僕ももうじきおらんようになるので、農業委員さんとか主導してやっていただけたらいいんじゃないかなと思いますけど。

○藤井会長 もう今委員さんが言われたように、リタイア、離農される方へ接触はぜひお願いしたいんですけども、そのときに農地のあっせんとともに、現状の農機具及び倉庫を何か活用したいという思いもありますので、その辺のところの意向もぜひ併せて活用して、いろいろ相談に乗っていただけたらなというふうに思います。

○16番 16番の原田です。今の石田委員の発言の内容に関連して、例の人・農地プランの発展型の地域計画、今、大道地区で結構、担い手が、認定農業者がリタイアというのが続いてまして、—地区で、—というのが約5ha、これがなくなっちゃって、1月末に一度市の方と、それからJAと、それから農業委員と、推進委員と、それからその地域の担い手の有力候補、これ7人が集めて、約2時間ぐらい協議したんですけども、なかなかその場ですぐ手を挙げる人は少ないですね。それでも、全部で今22筆あったのかな、そのうちの3つは当日も、ほぼ即決に近い形で、私が作りましょうという話が決まって、これからもいろいろと話を詰めていくという段取りになっているんですけども、現状の今まで耕作してた人が、かなり適当にやっていたんで、もうすごいことに今なっていますんで、農地として使うにはちょっと時間かかるかなという感じですけども、そうやって潰していくしかないなという感じです。

一気に全部潰そうと思ったら、なかなかどうしても、この前も、じゃあどうしようかということで、当然法人に対してどうかという声が間違いなく出るんです。かといって、私も今法人経営して

いるんで、そう簡単に、地域外を受けると、とてもじゃないけどやり切れなくなるということで、多分これからこういうケースがどんどん出てくるだろうと、そのときにどういうふう to 受皿を作っておくか、これはもう農業委員だけでは、多分難しいと思います。

だから、行政も含めて、この前農業振興課の方が2人来られて、それからJAも含めて、それから農林振興公社も含めてやらないと、そう簡単には解決しないなど。

この前農林振興公社の方も言われてましたけども、期間限定で、振興公社は一時的に担い手が決まるまで、耕作者が決まるまで振興公社が、限定になるんですが、預かるということではできるみたいですが、その間、ただ保全管理をしなきゃいけないんで、その保全管理を第三者にお願いするという形で、そうしないと、もう2年も間開けてしまうと、耕作不可能になってしまうということで、その辺の案は出ていましたけれども、また来月ぐらいに、進行状況を含めて、農業委員それから最適化推進委員も含めて、担い手を含めて、打合わせをやるような段取りになると思います。ちょっと時間はかかるんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○藤井会長　ぜひその進行状況並びに振興公社、ほかの関係機関からの意見もぜひ吸い上げていただいて、こういう場所でまた報告いただければと、同じような状況で困っている地域がたくさんありますので、情報共有したいと思いますので、よろしくお願いします。

ほかに。どうぞ。

○12番　今のにも関してなんですけど、結局駄目になってから探すって、本当に大変だと思うんです。今現状は全部そうなってきたと思うんです。なので、お元気なうちに次をやっぱりちゃんとつないでいくと、かと言って、僕が特につないだ人なんか、手伝いに行ったらできてしまうので、わしゃあ今すぐやめると言いよった人がもう何年もやられる方もいらっしゃるんですけど、やっぱりお元気なうちに相性のいい方、引き継ぎたい方とか送り込んでいって、何とか経営の刷新してもらったりとか、機械なんかも、ひととおりのそろえれば、何千万円かかかりますので、ある程度規模やろうと思ったら。それで新規就農者も最初はまず無理なんで、一からそろえるって無理なんで、その辺も含めて調整役という感じができていくといいのかなと思っておりますので、ちょっと感想を聞きたいんじゃないけど。

○藤井会長　考えてもそれは分かるんですけど、現状の農家の方って、死ぬまでお元気ですからね。なかなか自分でから制限されて、何年後にやめるといことはなかなかさらないんで。—でもあったのが、ぎりぎりまで麦も植えられて、お亡くなりになって、さあ明日から困るというケースが多い話で。

皆さん本当、機械があと5年ぐらいもつかいいうから5年頑張るとかいいうそういう話はよく聞くんですけど、自分の体が5年もつかどうか言われんで、その辺が課題だと思いますけれども、な

るべくそういった道筋を早めにつけなくてはいけないと思いますので、これを機会に地域計画を策定するときには、ぜひその辺を念頭に入れて動いていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ほかに、どうぞ。

- 8番** 8番の田村ですけど、今西浦で意向調査というか、それでアンケートを一応もらって、今、大作りの人で13町近く作られる方が体力が落ちてきたので、10町ばかりを今年限りでやめるといふようになって、なかなか次に行く、やろうという人がなかなか出てこないんです。それで、一応2ha以上というか、それぐらいの方を抽出して意向調査をして、今、一応まとめに入っているんですけど、まだ全体が把握できていない。なかなかアンケートをざっと見たんですけど、なかなか難しい状況です。またアンケートの結果が出たら、また話したいと思います。

以上です。

- 藤井会長** 今は、大作りの方に少しでも受けていただきたいというのがあるんですけども、西浦なんかも例にとったら、現状で担い手の方は結構ばんばんまで受けられているんで、これ以上の面積を受けるとなると、機械は何とか回るんですけども、倉庫がそれ以上ないと無理というような状況のほうが多くて、新たに面積を受けるとなると、また余分な投資が大きく必要になってくるのが一番の課題じゃないかと思うんで、だから、新規就農者を呼び込むとかなんとか、違う方法で新たな担い手を確保する必要がある、難しい話ですけども、あるんじゃないかなというふうには思いますので、その辺のところも含めてまたぜひ話し合いをしてみてください、協力しますんで。

何かほかに御意見がございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 藤井会長** よろしいですか。それでは、報告事項の検討はこれで閉めたいというふうに思います。

午後3時18分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年 2月17日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員